

令和6年第4回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年4月22日（月）午前9時
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 17名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信（遅参）
		8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 2名

7番委員	庄司 遼	17番委員	手代木 久司		

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

- 7 出席した執行機関職員（農政課）

主査	長谷川 研人	主事	相田 千春		

議長（会長）	只今より、令和6年第4回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員1番 長谷川 泰道 委員、農業委員2番 大竹 吉弘 委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
農業委員会事務局	休議をお願いします。
議長（会長）	休議します。
議長（会長）	再開します。
農業委員会事務局	議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請の1番については、報告者である南四合・町北班の大島 光信 委員の到着が遅れているため、先に議案第14号からご審議をお願いいたします。
議長（会長）	今ほど事務局から報告がありましたとおり、議案第14号から先に審議を進めたいと思います。 それでは、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の3ページをお開きください。 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番 室野井 建一より、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、「船舶等の貸保管場所」を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第2種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、4月18日午前9時から、農地部会より折笠部長、渡部副部長、大竹委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で

	実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	
議長（会長）	現地調査の結果、農地部といたしましては何ら異議がないことをご報告いたします。
議長（会長）	湊班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
農業委員会事務局	次に、議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 はじめに、事務局の説明を求めます。
議長（会長）	総会資料の 5 ページをお開きください。 議案第 15 号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 はじめに、所有権移転について、高野班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員 5 番） 春日部 一視 委員	農業委員 5 番 春日部 一視より所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 なお、町北地内の農地を含んでおりますが、より面積の多い高野より報告いたします。 この案件は、認定農業者へ所有権の移転をしようとするもので、4 月 16 日午前 11 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	続きまして、利用権設定について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 3 番について報告願います。
（農業委員 13 番） 佐野 和枝 委員	農業委員 13 番 佐野 和枝より利用権設定の 1 番から 3 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定であり、4 月 16 日午前 9 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、旧市・一箕・東山班担当委員より 4 番について報告願います。
（推進委員 12 番） 本田 武史 委員	推進委員 12 番 本田 武史より利用権設定の 4 番について、ご報告いたします。 この案件につきましては、農家間での利用権設定であり、4 月 13 日正午より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より 5 番から 6 番について報告願います。
（農業委員 10 番） 室野井 建一 委員	農業委員 10 番 室野井 建一より、利用権設定の 5 番から 6 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、5 番は認定農業者に対する利用権設定であり、6 番は農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、4 月 16 日午前 8 時 30 分より担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長） （推進委員 3 番） 渡部 義勝 委員	次に、高野班担当委員より 7 番から 13 番について報告願います。 推進委員 3 番 渡部 義勝より、利用権設定の 7 番から 13 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、7 番から 10 番は認定農業者に対する利用権設定であり、11 番から 13 番は農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、4 月 14 日午前 11 時 30 分より担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） （農業委員 3 番） 古川 正俊 委員	次に、神指班担当委員より 14 番について報告願います 農業委員 3 番 古川 正俊より、利用権設定の 14 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、4 月 20 日午前 10 時より担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） （推進委員 11 番） 島影 盛継 委員	次に、門田班担当委員より 15 番から 22 番について報告願います。 推進委員 11 番 島影 盛継より利用権設定の 15 番から 22 番について、ご報告いたします。 15 番、18 番から 22 番の案件につきましては、農家に対する利用権設定で、16 番から 17 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定であり、4 月 15 日午後 2 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員 2 番） 大竹 吉弘 委員	次に、大戸班担当委員より 23 番について報告願います。 農業委員 2 番 大竹 吉弘より利用権設定の 23 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定であり、4 月 15 日午後 3 時より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	次に、荒井班担当委員より 24 番から 37 番について報告願います。 推進委員 18 番 奈良橋 渉より利用権設定の 24 番から 37 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であり、4 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 4 番） 長谷川 幸栄 委員	次に、川南班担当委員より 38 番から 48 番について報告願います。 推進委員 4 番 長谷川 幸栄より利用権設定の 38 番から 48 番について、ご報告いたします。 38 番から 40 番、44 番から 48 番の案件については農家間における利用権設定、41 番から 43 番の案件につきましては新規就農者に対する利用権設定であり、4 月 16 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 なお、41 番から 42 番の新規就農者につきましては、3 月 5 日に開催された新規就農予定者事前確認会に川南班担当委員が出席し、就農計画や農業に対する意欲等について確認したことを申し添えます。
議長（会長） （農業委員 15 番） 星 俊典 委員	次に、館ノ内班担当委員より 49 番から 59 番について報告願います。 農業委員 15 番 星 俊典より利用権設定の 49 番から 59 番について、ご報告いたします。 49 番から 57 番の案件につきましては農家間における利用権設定、58 番から 59 番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定であり、4 月 15 日午後 2 時より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	次に、八田班担当委員より 60 番から 68 番について報告願います。 推進委員 1 番 梶内 徳仁より利用権設定の 60 番から 68 番について、ご報告いたします。 60 番から 66 番の案件につきましては、農家間における利用権設定、67 番から 68

議長（会長）	番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、4月15日午前9時より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 次に、日橋班担当委員より69番から75番について報告願います。
（農業委員14番） 武田 久美子 委員	農業委員14番 武田 久美子より利用権設定の69番から75番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、4月20日午前8時より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より76番から88番について報告願います。
（推進委員10番） 高橋 一美 委員	推進委員10番 高橋 一美より利用権設定の76番から88番について、ご報告いたします。 76番から78番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定、79番から86番の案件につきましては、農家間における利用権設定、87番から88番の案件につきましては、認定農業者に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、4月16日午前9時30分より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第15号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することに異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第15号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の12ページをお開きください。 議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和6年3月28日付け、5農政第1564号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部農政課の説明を求めます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第16号農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 4月総会の案件は、一般地区における賃借権設定と、崎川地区における農作業受委託契約となります。 13ページをご覧ください。一般地区になります。 当該案件は、前耕作者が耕作者都合により解約し、前耕作者の法人の代表者であった佐藤政幸が借り受ける借換え契約になります。 14ページをご覧ください。崎川地区になります。 当該案件は、農地中間管理機構を通じた特定農作業受委託契約であり、崎川営農改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。 詳細な内容については、議案書記載の通りであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）

議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第16号 農用地利用集積等促進計画について は、異議のない旨を回答することといたします。 次に、議案第17号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の16ページをご覧ください。 議案第17号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について であります。 この案件は、贈与税の納税猶予の特例を適用している受贈者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去3年間に於いて農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、大戸班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	議案第17号の1番について、農業委員2番 大竹 吉弘より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、4月15日午前8時30分より、担当委員2名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	大戸班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第17号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第17号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。 次に、議案第18号 現況確認証明について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の17ページをご覧ください。 議案第18号 現況確認証明について であります。 この案件は、議案書記載の農地が、その経過や現況を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、旧市・一箕・東山班担当委員より報告願います。
（推進委員12番） 本田 武史 委員	推進委員12番 本田 武史より、議案第18号 現況確認証明についての1番について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、山中の接道していない農地のため耕作しづらかったところから、昭和55年頃から耕作しておらず、以降、山林化しているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、4月18日午前10時15分から、農地部より 折笠部長、渡部副部長、大竹委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計

議長（会長）	6名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。
議長（会長） （農地部長） 折笠 康裕 委員	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告をお願いします。
議長（会長）	現地調査の結果、農地部といたしましては何ら異議がないことをご報告いたします。
議長（会長）	旧市・一箕・東山班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。本件について、ご質問等ございますか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第18号 現況確認証明については、現況確認証明書を交付することにご異議ありませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第18号 現況確認証明については、現況確認証明書を交付することといたします。
議長（会長）	それでは、先ほど保留とした議案第13号の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
議長（会長） （農業委員6番） 大島 光信 委員	はじめに、総会に遅れましたこと、お詫び申し上げます。 議案第13号の1番について、農業委員6番 大島 光信より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4月16日午前9時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、堂島班担当委員より2番について報告願います。
議長（会長） （農業委員16番） 渡邊 直也 委員	議案第13号の2番について、農業委員16番 渡邊 直也より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、住宅購入に際し、隣接する農地で自家消費野菜の栽培を行おうとする個人に対して、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、4月15日午前9時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。

議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出の1番から13番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 1番から7番、9番から13番の案件につきましては相続により、8番の案件につきましては時効取得により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。 報告は以上です。
議長（会長）	報告でございます。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午前10時20分 閉会を宣言する。）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年4月22日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員1番 長谷川 泰 道

農業委員2番 大 竹 吉 弘